

# 新生・4分散ファンド

追加型投信／内外／資産複合

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	資産複合	その他資産 (注)	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

(注)投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分固定型)

※商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

この目論見書により行う新生・4分散ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成24年9月11日に関東財務局長に提出しており、平成24年9月12日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

## 照会先

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

携帯サイト：<http://m.smtam.jp/>



フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)



## ■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第347号

設立年月日：昭和61年11月1日

資本金：3億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：3兆5,771億円

(資本金、運用純資産総額は平成24年6月29日現在)

## ■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

## ファンドの目的・特色

### 〈ファンドの目的〉

- 信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

### 〈ファンドの特色〉

- 国内外の株式及び公社債へ分散投資します。

日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンド及び外国債券マザーファンド(以下これらを「マザーファンド」といいます。)の各受益証券への投資を通じて、国内外の株式及び公社債へ分散投資します。

各マザーファンドは、それぞれの資産の市場全体の動きと連動することを目指すインデックス運用を行います。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

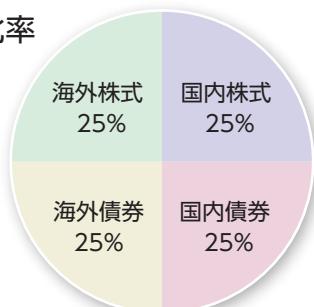
### <投資対象とするマザーファンド>

国内株式	日本株式 マザーファンド	「TOPIX」(東証株価指数、配当込み)に連動する投資成果を目標とします。
国内債券	日本債券 マザーファンド	「NOMURA-BPI総合」に連動する投資成果を目標とします。
海外株式	外国株式 マザーファンド	「MSCIコクサイ指数(円ベース)」に連動する投資成果を目標とします。
海外債券	外国債券 マザーファンド	「シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」に連動する投資成果を目標とします。

各マザーファンドの運用に際しては、三井住友信託銀行の運用部門から投資助言を受け活用します。

- 4つの資産への均等配分を基本配分比率とします。

基本配分比率



基本配分比率には各資産毎に一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合には、リバランスを行います。また、市況動向等の変化に応じて、当該基本配分比率の見直しを行う場合があります。

### ポートフォリオ構築プロセス

ファンドマネジャーは基本配分比率に基づき、各資産のマザーファンドへ資金を配分し、当該配分比率が値動き等によって一定以上乖離した場合は、リバランスを行います。また、運用評価・リスク管理についてはリスク管理部が行います。

#### ポートフォリオ構築

#### ファンドマネジャー

- あらかじめ定められた資産配分比率に従って、各資産のマザーファンドへ資金を配分

#### リバランス実施

#### ファンドマネジャー

- 資産配分比率が一定以上乖離した場合、リバランスを実施

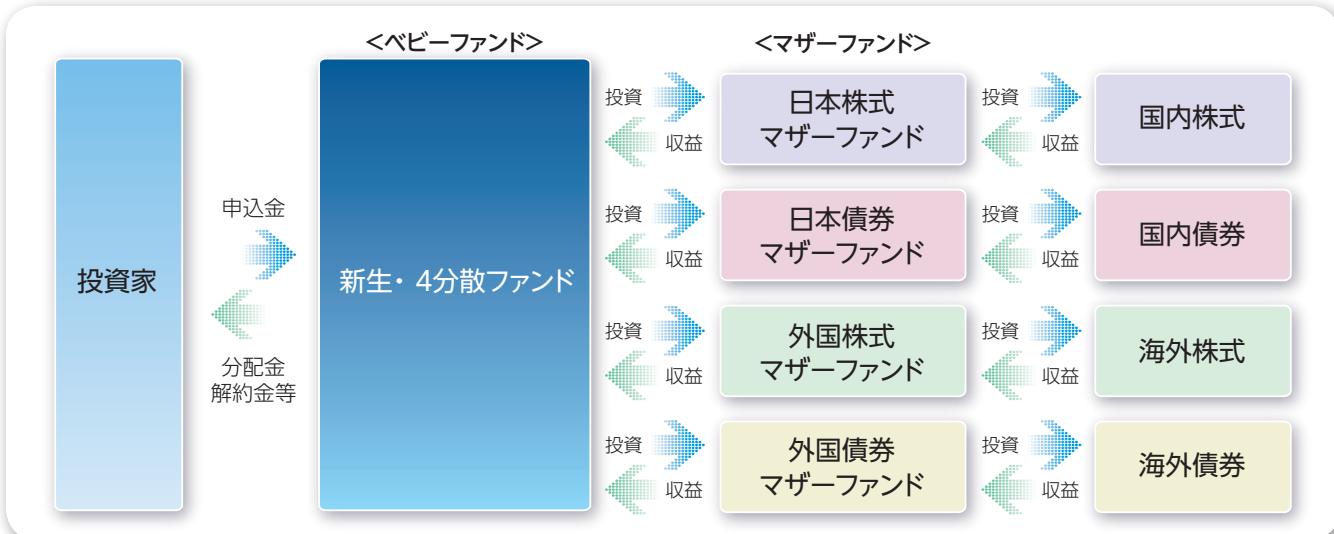
#### 運用評価・リスク管理

#### リスク管理部

- 各資産クラス(マザーファンド)のパフォーマンス評価
- 資産配分比率のチェック等、リスク管理
- リターンの要因分析

## ● ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



## ● 主な投資制限

- 株式への投資割合 ..... 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- 外貨建資産への投資割合 ..... 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の75%以下とします。

## ● 分配方針

年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。なお、前期から繰り越された分配準備積立金及び収益調整金は、全額分配に使用することができます。

分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

### ◆各マザーファンドが対象とする指標は次のとおりです。

#### 日本株式マザーファンド「TOPIX(東証株価指数、配当込み)」

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が算出、公表する、東京証券取引所市場第一部の全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。TOPIXの指標値及びTOPIXの商標は、東証の知的財産であり、株価指数の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は東証が有しています。東証は、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。東証は、TOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

#### 日本債券マザーファンド「NOMURA-BPI総合」

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。この指標は野村證券株式会社の知的財産であり、野村證券株式会社は、「日本債券マザーファンド」の運用成果に関し、一切責任はありません。

#### 外国株式マザーファンド「MSCIコクサイ指数(円ベース)」

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので、同指標に関する著作権、知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

#### 外国債券マザーファンド「シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」

シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックスに関する著作権・知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

### 〈基準価額の変動要因〉

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。  
従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
為替変動 リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
金利変動 リスク	債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
信用 リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### 〈その他の留意点〉

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。  
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。  
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるワーリング・オフ)の適用はありません。

### 〈リスクの管理体制〉

#### 委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。
- 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

# 運用実績

当初設定日：2007年10月31日  
作成基準日：2012年6月29日

## 基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基 準 価 額	7,098円
純資産総額	613百万円

## 〈基準価額の騰落率〉

1ヶ月	2.39%
3ヶ月	-6.28%
6ヶ月	4.00%
1年	-3.69%
3年	-2.41%
5年	—
設 定 来	-29.02%

※上記は作成基準日からの期間です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2008年6月	2009年6月	2010年6月	2011年6月	2012年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金額は株価、金利、為替などの変動の影響を受けて変動し、分配対象額が少額の場合、分配を行わないことがあります。

## 主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
日本株式 マザーファンド	25.7%	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	—	—	1.0%
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	—	—	0.7%
		本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	—	—	0.6%
日本債券 マザーファンド	24.9%	利付国庫債券(5年)第87回	日本	国債証券	—	0.500%	2014/12/20	0.3%
		利付国庫債券(10年)第285回	日本	国債証券	—	1.700%	2017/3/20	0.3%
		利付国庫債券(2年)第313回	日本	国債証券	—	0.100%	2014/2/15	0.2%
外国株式 マザーファンド	24.4%	APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	—	—	0.6%
		EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	株式	エネルギー	—	—	0.4%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	—	—	0.3%
外国債券 マザーファンド	25.1%	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	—	1.500%	2013/12/31	0.2%
		US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	—	3.625%	2021/2/15	0.2%
		US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	—	3.000%	2017/2/28	0.2%

## 年間收益率の推移(暦年ベース)



※2007年は当初設定日から年末までの收益率です。また、2012年は年初から作成基準日までの收益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 手続・手数料等

### 〈お申込みメモ〉

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	平成24年9月12日から平成25年9月10日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、及びすでに受付けた購入のお申込みの取消しを行うことがあります。
信託期間	無期限(平成19年10月31日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年6月10日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用が可能です。

## 〈ファンドの費用・税金〉

### ● ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>3.15%(税抜3.0%)を上限</u> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.15%</u> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して <u>年率0.987%(税抜0.94%)</u> 信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。		
運用管理費用の配分	委託会社	年率0.294%(税抜0.28%)	
	販売会社	年率0.63% (税抜0.6%)	
	受託会社	年率0.063%(税抜0.06%)	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

### ● 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成24年6月29日現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

